

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和2年9月28日

岡山市長 大森 雅夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 サンステーションテラス岡山
所在地 岡山市北区駅元町1番1 外

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 山陽SC開発株式会社
住 所 岡山市北区駅元町1番2-301号
代表者の氏名 代表取締役 福嶋 圭

(3) 変更事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

No.	開店時刻	閉店時刻	備考
南館・北館	午前7時	午後10時	
西館	午前7時	午後10時	

(変更後)

No.	開店時刻	閉店時刻	備考
南館・北館	午前6時	午前0時	
西館	午前7時	午後10時	変更なし

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

No.	駐車可能時間帯
駐車場①～⑤	午前6時30分から午後10時30分まで

(変更後)

No.	駐車可能時間帯
駐車場①	午前6時00分から午前0時30分まで
駐車場②～④	午前5時30分から午前0時30分まで
駐車場⑤	午前6時00分から午後11時00分まで

(4) 変更年月日

令和2年9月16日

(5) 変更する理由

お客様の利便性向上のため

2 届出年月日

令和2年9月15日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和2年9月28日から令和3年1月28日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興・雇用推進課